

---

◎意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(案)

○議長(山本浩平君) 日程第15、意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番(吉田和子君) 意見書案第1号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(案)。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人権差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長(山本浩平君) ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。

質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番(西田祐子君) 7番、西田です。このヘイトスピーチ対策については、何ら反対するものではありませんけれども、この意見書を出されるに当たり、確認したい点が1点ありますのでお伺いいたします。この文章の下の方なのですけれども、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施すること強く求めます。またこの題名にもヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書とも書いております。

ここで書かれている強化策とは具体的にどのような強化策をおっしゃっているのでしょうか。これは法整備を含むと書いていますので、法整備のどのような強化策をお考えでしょうか。それをお伺いします。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）ヘイトスピーチは大変問題になっているということで、これは国際的にも、日本は法整備をやっていないということも含めて、どういったふうにしてその言論をきちんと抑えていくかということで、これは現場で実際に起きているところをみて提言をしております。新大久保駅で特定の民族や人権に対する差別や憎悪をあおるヘイトスピーチ、憎悪表現になっている。それはそういうデモが各地で頻発している問題を取り上げてやっています。これは正当な言論活動を規制するものではないわけです。ですからその規制をきちんと守りながら、何をして、その人種差別を許さないという、そういう理念をきちんと固める理念法ともいえるというふうに言われています。そういったことで、その理念をきちんとつくって行って、そしてその人権の差別がないようにしていくという。日本は、東京ではオリンピックを招致するために、日本の本当の心、おもてなしという表現をしながら、あらゆる人が日本のその相手に対する真心をどう尽くすかということを表示に出して、そして誘致をしたわけです。ところがその中で、その憎悪にも似るような、通ずるようなことをやっているということで、その理念、これは理念だということなのです。理念をきちんと整備していかないと、このことはいつまでも続くという最高裁判所の指示も受けてやっていくべきであるというふうに私はとらえております。

○議長（山本浩平君）7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）このヘイトスピーチに対する理念というのは私は理解しているので、反対するものではありません。ただ、ここに書かれている法整備を含む強化策はどのような強化策を具体的に言われているのかということを知りたいです。それ以上のことはありません。それともう1つ規制を守ると言っても、この強化策というのは何かがあってこれが強化されるというふうにしただけで読まざるものから、何を強化するのかということ具体的に教えていただければと思って聞いています。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）先ほども言いましたようにこのヘイトスピーチに対して日本は何も対応をつくっていません。先ほども言いましたように、どういう法をつくるのかというのは、これから議論をしていくことになっております。与野党も全部含めて、国でどういった法整備をしなければならないのか、そしてどうやってそれを抑えて人種差別の考え方をきちんと整理していくのかということは、これから国が議論をすることであって、それに対してそういう法整備をして、そういうことが起きないように強化をしていかなければいけないという、強化だから強制するとか、そういう抑圧するものではなくて、そういった行動を抑制していく、日本の国の中で人種差別がないようにしていくということだと私はとらえております。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。